

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
令和元年9月25日
(令和元年8月受付分)



令和元年8月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、6件でした。今回は、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターのHPから、注意喚起情報をお知らせします。

タトゥーシールやフェイスペイントによる肌トラブルが発生！
－除去の際の肌トラブルや金属アレルギーにも注意が必要です－

★事例★

娘が100円ショップで購入したハロウィン用のタトゥーシールを頬に貼った。8時間後、シールを剥がして洗顔した。洗顔後に皮膚に違和感があると娘が言うので見たら、シールの跡が赤くなっていた。朝になると、昨晚より赤みが増してヒリヒリすると痛がった。炎症が治まるのに1～2週間かかった。

(10歳代、女性)

※消費者庁イラスト集より

肌トラブルに
注意！



👍アドバイス

- 化粧品のように安全性の基準等が定められた製品ではないことに留意して使用しましょう。子どもに使用する場合は、より注意が必要です。
- アレルギー体質の方は、成分表示をよく確認しましょう。
- 肌に傷や湿疹などの異常がある場合には使用しないようにしましょう。症状を悪化させる可能性があります。
- 使用方法、剥がし方、対象年齢及び使用上の注意をよく読んでから使用しましょう。
- 事前に腕の内側などの目立たない部分で使用テストをしましょう。
- 肌に合わない場合はすぐに使用を中止し、赤み、腫れ、かゆみ、痛み、刺激や黒ずみ等の異常がある場合には皮膚科医を受診しましょう。

※消費者庁・(独)国民生活センターHP「タトゥーシールやフェイスペイントによる肌トラブルが発生！－除去の際の肌トラブルや金属アレルギーにも注意が必要です－」より抜粋

年齢	相談内容
10	Q：小学生の孫がタブレットでゲームをして、口座から高額な代金が引き落とされていた。タブレットでゲームをすることは了承していたが、ゲームで課金することは了承していなかった。返金してもらえるだろうか。 A：民法では、未成年者が親権者等法定代理人の同意を得ないで行った契約は、原則的には取り消すことができると定められていますが、すべての契約が取り消しできるわけではなく、未成年者の取消権が認められるかどうかは個々の状況により異なります。何よりも、ゲーム利用のルールなどについて、日ごろから家族でよく話し合っておくことが第一です。

LINEで情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)